

第25回

政策評価に関する有識者会議

2016年6月8日

金融庁 総務企画局政策課

午後1時58分 開会

○大島政策評価室長 定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいですので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、有識者委員の皆様におかれましては、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから第25回政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

なお、島崎委員におかれましては本日はご都合がつかずご欠席ということになりましたので、事前に頂戴したご意見を席上に配付させていただいております。

お時間も限られておりますので、金融庁側のメンバーにつきましてはお手元の配席図をもちましてご紹介にかえさせていただきますたく存じます。

本日の議事進行は、富田座長にお願いしてまいります。それでは、富田座長、よろしくお願いたします。

○富田座長 本日は、皆様ご多忙のところご参集いただき、ありがとうございます。議事次第に従いまして、まず、森長官からこの1年の取組みの成果と課題等につきましてお話しいただき、その後、皆様からご意見を伺いたいと存じます。

報道関係者の方々におかれましては、ここでカメラ撮影は終了とさせていただきますので、よろしくお願いたします。また、傍聴されておられます皆様方におかれましては、静粛に傍聴されますことをお願いたします。

それでは、森長官、お願いたします。

○森長官 金融庁の森でございます。よろしくお願いたします。

本日は、金融庁の政策評価として27年度の実績評価、28年度の実施計画をご審議いただくわけです。お手元の分厚い資料に基本政策・施策ごとの実績と計画が書かれていますが、それぞれの施策が相互に独立したものではなく、個々の実績がどの施策に分類されるかは常に迷うところです。そのせいか、項目ごとに挙げられた個々の実績と、この1年間、金融庁全体で取り組んできた重要施策が必ずしも100%感覚的にマッチしていない傾向があります。そこで、本日のご議論のきっかけとなるよう、お手元の「成果と課題」と書かれたレジュメに沿いまして、この1年間の重点的な取組みと実績、課題を最初に私から簡単に説明させていただきます。

まずは、金融行政の評価の枠組みについてです。金融行政で我々が何を目標とし、そのため具体的にいかなる施策を実施するかについて「金融行政方針」という形で昨年9月に

公表しました。その方針を基に行政を行い、1年間の実績についてのレポートを現在作成中です。実績を評価すると課題も見えてくるわけで、課題をベースに28年度の金融行政方針を作成して、今年の8月から9月に公表することを考えております。このような形でPDCAを回すことによって、行政の透明性、アカウンタビリティを高めていくつもりです。本日の政策評価も、このPDCAの枠組みの中に位置付けられるものです。

金融行政方針においては、金融システムの安定、金融仲介機能の発揮、利用者保護、市場の公正性・透明性の向上により、経済の持続的成長・国民のウェルフェアの向上を実現することを金融行政の目的として位置付けました。これまでの金融行政は、ともすると規制や処分中心とみられがちでしたが、金融の実態分析を行い、金融機関や市場関係者との対話を行いつつ、金融を取り巻く変化やリスクをより早く認識し、必要な対応を行うとともに、金融機能の十分な発揮につながるようそれぞれの金融機関の創意工夫をエンカレッジすることに重点を置く行政への転換を進めているところです。

次に、金融システムの安定についてですが、金融システムを取り巻くグローバルな経済・市場環境はより不透明になっています。こうした中、世界経済・市場の動向をリアルタイムで把握し、金融システムにとっての潜在的リスクを早期に認識できる態勢の構築に注力してきました。分析態勢はある程度強化ができ、分析に基づく金融機関との対話も進みつつありますが、いまだ個人の能力に頼る傾向があり、組織力の向上が課題です。

また、過去のプルーデンス政策は、金融機関のバランスシートの健全性を確保することに重点が置かれてきました。バランスシートの健全性の維持は引き続き重要ですが、これに加え低金利の継続など、金融を取り巻く環境が変化する中における金融機関の経営の持続可能性も課題です。これはビジネスモデルが持続可能でないと、将来的に健全性の問題につながるからです。特に金融機関が顧客企業に付加価値をつけ企業の生産性向上につながるようなサービスを行うことが、企業の成長を通じて金融機関の収益の安定性にも貢献すると考えます。本年は金融機関が顧客企業をよく理解し、そのニーズに応える商品・サービスの提供に取り組んでいるかなどにつき、1,000社近くの企業からヒアリングを行ったほか、それに基づき金融機関と対話を行いました。企業ヒアリングの結果においても、自社の事業に対する理解という項目が、メインバンク選定の一番の理由との結果が出ています。

また、リスク管理に関しては、金融機関による不動産向け貸出が伸びており、貸出集中リスクについて留意する必要があります。また、有価証券運用に伴うリスクについて、市

場環境の変化に対応できるような態勢の高度化が望まれます。加えて、大手の金融機関は急速に海外業務を拡大させていますが、安定的な外貨調達手段の確保や機動的な外国与信管理が課題と考えております。

次に、活力ある市場の構築に関しては、現預金・間接金融中心の資金の流れをよりよいものに変えていくことが、金融行政上の課題と認識しています。そのためには、個人については賢い分散投資の促進、機関投資家については運用・リスク管理の高度化を図ってきました。まず、機関投資家についてですが、その運用高度化については一定の成果を上げつつあると考えております。従来、大手の機関投資家による投資の大半は日本国債で、運用能力・リターンともに低い状況にありました。この2、3年の間にGPIFやゆうちょ銀行などの大規模なバイサイドの運用者が、運用の質の改善に取り組んでいます。

次に、個人についてですが、家計金融資産の構成割合を見ると、依然として現預金の選好が強い状況にあり、欧米に見られるような分散投資を通じた資産形成の面で課題がみられます。また、個人が資産形成を図る上では、金融機関が顧客本位の視点に立ち、金融商品を販売することが重要です。最近では、投資信託の回転売買は少なくなっていますが、依然として手数料稼ぎが主で顧客不在となっているとしか思えないような商品・サービスの販売が見受けられます。金融機関が商品・サービスの販売において、顧客のベスト・インタレストのために行動することは当然で、金融審議会においてフィデューシャリー・デューティーの議論を始めたところですが、商品の売り手と買い手の情報の非対称性の是正、個人投資家の金融教育の充実、累積投資による、投資対象だけではなく投資時期を分散させる投資の普及など、この面での課題は沢山あります。より多くの方が参加する形で議論を進め、成果を出していく必要があります。

ガバナンス改革による企業価値の向上も金融行政の大きな課題です。スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの策定により一定の成果は上がりつつありますが、今後は、ガバナンス改革を形式から実質の充実へと進化させることが課題と考えます。昨年8月、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置し、取締役会のあり方やCEOの選解任、スチュワードシップのあり方等について議論を重ねるとともに、意見書を公表していただくなど、問題提起を行っています。

次に、会計監査の質の向上です。最近の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われています。金融庁では「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、

会計監査の信頼性確保のために必要な取組みについて幅広い議論を行い、本年3月、提言が取りまとめられました。今後、監査法人のガバナンス・コードの策定や、ローテーション制度に関する調査・分析等、提言に盛り込まれた取組みを実施していくこととしています。

市場取引等の透明性・公正性や市場の安定の観点からは、ここ数年、機械による高速取引の影響力の増大をいかに考えるかが課題です。東京証券取引所においても、アルゴリズムを用いた高速取引のシェアの増加が示唆されています。高速取引と一口に言っても、いろいろな担い手、取引手法があり、一律に論じることには慎重でなくてははいけませんが、今後、金融審議会「市場ワーキング・グループ」において、高速取引の増加が市場の公正性、透明性、安定性等に及ぼす影響について議論を進めるとともに、欧米における規制等の動向も踏まえながら我が国の対応について検討を進めることとしています。

「横断的施策」については2点述べさせていただきます。

F i n T e c hへの対応ですが、F i n T e c hの動きは、今後の金融を大きく変えていくと認識しております。その際、こうしたイノベーションを通じて国民によりよいサービスが提供され、我が国経済・金融の健全な発展に繋がっていくことが重要と考えております。金融庁では、本年、銀行等による金融関係IT企業等への出資の容易化や、仮想通貨に関するマネー・ローンダリング、テロ資金対策及び利用者保護のための法整備を進めました。また、F i n T e c hを利用し新しい形態での事業を考えている業者等からの相談に一元的に対応する「F i n T e c hサポートデスク」の設置といった取組みを進めています。さらに、日本でF i n T e c hベンチャーが成長していく環境を整備するための方策について検討を進めるため、本年4月、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置し、議論を行っているところです。

次に、国際的な発信の強化に関してですが、2008年の世界的な金融危機以降の金融規制改革は、金融システムの強靱性を高めました。他方、規制強化の議論は現在も継続中です。過度な規制は金融機関における規制回避行動等を通じたディストーションを惹起するとともに、成長資金の供給に悪影響を及ぼす懸念もあります。これまでも規制当局間の国際会議の場ではそうした主張を行ってきましたが、この1年は国際的なセミナーやマスメディアを通じ、より広い主体に対し我々の意見を発信しました。具体的には、①金融規制改革が経済の持続的成長と金融システムの安定性を両立するものとなっているか、②全体として最適な規制体系となっているか、③サイバーセキュリティの問題など、金融シス

テムの脅威は変化しており、フォワードルッキングに脅威に取り組んでいるかといった問題提起です。こうした考え方は国際的にも広まりつつあり、今後、金融安定理事会（FSB）等において規制の複合的効果の検証作業を実施することとなっています。

また、監督当局間の国際的な連携強化のため、これまで「アジア金融連携センター（AFPAC）」を設置してアジア諸国の金融当局者への技術協力を行うとともに交流を深めてきましたが、本年4月からは、これを「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」に改組し、より広範な当局間との連携の強化を図っていくこととしています。さらに、多国間の監督協力ネットワークの拠点として、我が国の国際的なプレゼンスを高めるため、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）常設事務局の設立に当たり、東京への招致活動を実施し、金融関係の国際機関としては初めて常設事務局を東京に設置することが本年4月に決定しました。

最後に、金融庁の改革です。金融を取り巻く内外の環境変化を先取りした行政対応を行うためには、外部からの提案や批判等が常に金融庁に入る「開かれた体制」を構築することが必要です。本事務年度においては中立的な第三者に直接外部からのご意見・ご批判を伺っていただく「金融行政モニター」制度を構築いたしました。また、先ほど申し上げましたように、幾つかの重要課題については有識者会議などを立ち上げ、外部の方の意見を積極的に取り入れつつ対応策の検討に取り組んでいます。加えて、職員一人一人が国益への貢献を追求し、組織として高い成果を出していくために職員自身の意識改革も重要です。こうした観点から、人材育成、職場環境等について、現状の意識把握を行うため、全職員を対象とした組織活性化アンケート調査等を実施しました。調査の結果も参考にしながら、職員のレベルの向上に向けての取組みを進めていきます。

最後に、金融行政のあり方ですが、金融を取り巻く環境変化はめまぐるしく、金融行政も変化に対応し継続的に進化させていく必要があります。金融庁としては規制（レギュレーション）と監督（スーパービジョン）を適切に組み合わせて、将来にわたり金融機関の仲介機能発揮と金融システムの健全性維持を目指していくこととしていますが、その際に次の3点が重要だと認識しています。第1に、真に金融機関の健全性確保や顧客保護を図るためには、金融機関の行動等がルールに表面的・形式的に合致しているか否かよりも、ルールの根底にあるプリンシプルが実質的に実現しているかに重点を置いたモニタリングが重要と考えております。第2に、過去における財務やコンプライアンスの状況のチェックだけではなく、環境変化に対応してビジネスモデルの持続可能性を維持していけるか否

かについて、フォワードルッキングなモニタリングに重点を置いていくべきと考えております。第3に、個別の融資の資産分類やコンプライアンス上の個別の非違事項についての指摘よりも、経営全体にとって重要なリスクは何か、非違事項が生じた根本原因は何か、といった点に重点を置いたモニタリングが重要と考えております。

こうした金融行政の基本的な考え方については、来事務年度にできるだけ包括的な形で提示し、内外の関係者との議論を深める材料にしていきたいと考えております。

本日は、委員の皆様から金融行政に対する忌憚のないご意見を頂戴したく存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○富田座長 森長官、ありがとうございました。

それでは、各委員の皆様からご意見等を伺いたいと思います。恐縮でございますけれども、私の左側から順番にご発言いただきたいと思います。なお、吉野委員は本日別のご予定があり、途中でご退席されるとのことでございますので、最初に吉野委員よりご意見等を賜りまして、金融庁側からお答えをいただきたいと思います。

吉野委員、よろしくお願いいたします。

○吉野委員 マニラに行かなければいけなくなりましたので、先にご意見を述べさせていただきますと思います。10点ぐらいあります。まず1つは、昔、財務省で研修をやらせておられまして、それからしばらく研修がなくなり、数年前から私の提案でまた財務省が4月に研修をやることになりました。私は金融庁でも夏の期間に、1週間ぐらい研修をやっていただきたいと思います。ちょうど異動のあったすぐ後でもいいと思うのですが、例えば午前中は金融、午後はファイナンスの講義で、初級・中級・上級ぐらいあってもいいと思うのです。誰が出てでもいいという気楽なものにさせていただいて、ぜひファイナンスと金融の研修をやっていただきたい。若手のすごく先端をやっている先生、わりあい年配で全体を教えられる先生をうまくまぜて、毎年やっていけば、あの先生はわかりやすい、あの先生のは難し過ぎるというのが出るでしょうから、うまく回しながら、できたら今年でもいいのですが、試しにやっていただければなというのが第1番目の希望です。

また、英語の研修をずっとやっていただけているというのも重要でして、国際的な交渉の場でこれから金融庁の皆さんに、ますます活躍していただかないといけませんので、ぜひ英語の研修というのは続けていただきたいと思います。

2番目は、F i n T e c h に関しましてはアジアでも随分進んでおりまして、アジア開発銀行（ADB）本国のマニラで1回、東京のアジア開発銀行研究所（ADB I）でも1

回、さらにシカゴ連銀で1回、F i n T e c hの会議がありました。これは私の印象ですが、今のところF i n T e c hは決済ですごく出てきていると思います。銀行業務には、まだF i n T e c hの手が入っていないと思います。しかし、決済のところから進んで、お金を預かり始めると、預金業務に出ていくわけです。おそらくF i n T e c hのすごいイノベーションをやっている決済のところと、銀行業務が一緒になってくる形で、銀行業務を持っているところを買収するなりして、決済機能と預金機能が一緒になっていくのではないかと想像します。特に中国などはF i n T e c hがすごく進んできています。アリババとか。アジアでも大きな進展が見られます。F i n T e c hは今のところ金融庁の監督・規制の範囲中ではないと思いますが、こういう分野の伸ばせるところを、諸外国に負けずに、如何にもっと伸ばせるのかということ、ぜひ考えていただきたいと思います。

シカゴ大学ではイノベーションセンターというところがあり、ちょうど1ヵ月ぐらい前に、シカゴ連銀の会議の後シカゴ大学へ行き、見せてもらいました。新しいことに意欲を燃やすようなタイプ、じっとコンピュータを見つめている学生など、多様な学生がおり、おそらくこのような学生の中から、F i n T e c hをさらに進化させる人達が出現するよう感じました。F i n T e c hを日本で伸ばさなければ、アジアの他の国々に負けてしまうと思います。

3番目は、先ほど長官から最後にお話のあったI F I A Rですが、この国際機関を今度持ってきてくださるといのはすごく感謝しております。特に佐々木事務局長には1年半前にこの国際機関を持ってきてくれないかと申し上げて、それを実現していただいて本当に私はびっくりしました。これからいろいろな金融関連の国際機関を、東京に持ってきていただきたいと思います。それが日本の金融行政をアジア全体で見えていくということに繋がると思いますし、それから、アジアの金融システムはアングロサクソンとは違い、銀行中心ですからB I Sの規制でもきちんとそれを見ないとリスクマネーが提供できなくなってしまうと思います。そういう意味では、I F I A Rを東京に位置する国際機関の第一歩として、ぜひうまく運営していただき、東京でうまくできるのではないかといいを見せていただいて、いろいろな金融関連の国際機関が東京に来られるようにしていきたいと思います。東京は魅力があると思いますので、ぜひ国際機関の誘致なり、国際機関をうまく動かすということをやっていただきたい。

4番目は、オーバーバンキング、それから金利が低くなって利ざやが少なくなっている現象が見られると思います。普通の業界であれば、非効率なところは破綻して市場から出

ていくわけです。自然に強い企業が残るといふ、まさにマーケットによって弱い企業は退出しなければならないわけです。しかし、銀行（預金取扱機関）の場合は、預金が保護されていますから、幾ら効率が悪くても、破綻させることが出来ず、信用システムの安定性を保たなければなりません。この点が、銀行業とほかの業種とで違う点であると思います。日本の貸出市場では需要がずっと減ってきています。預金取扱機関の利ざやが下がるのは当たり前です。何らかの形で効率のいいところが残り、非効率なところがマーケットから退出するという金融行政を進めていきませんか、オーバーバンキングがずっと残って、非効率なところも延々と続いてしまうことになると思います。預金を取り扱う金融機関は、他の業界とは違うということをぜひ考えていただきたいと思います。

検査・監督に関してですが、90年代の不良債権の時期から現在を見ても、金融システムの安定性が非常に重要だった時期から、前向きにどうやったら競争ができるだろうかという、前向きの検査・監督をやっていただきたいと思います。効率的に金融機関が業務を行っているかが、一つの基準になると思います。横の比較によってこの金融機関はこういうところが非常によいのだというところが出てくると思いますから、ぜひ前向きの検査・考査というのを考えていただきたい。そのときにはリスク管理ということと、もう一つは「リスクテイク」もないと金融はいけないと考えます。今までは、リスクを回避して不良債権を下げるといったことだったのですが、リスクも取りながら前向きに見ていくという。それと別のチャンネルでは、リスクマネーの提供というところがあると思います。

6番目ですけれども、アジアのAFPA Cを始めていただいて、今度はこれをグローバル金融連携センター、これは非常にすばらしいと思います。ここに来られた研修生の方々がだんだん増えていくと思いますので、お願いしたいのは、金融庁の方々はその国に訪問されたときに、懇親会を開いていただき、金融庁の研修を卒業された各国の方々に、1年に1度か2度ぐらい会っていただいて、その情勢を見ていただき、声をかけて、彼らが日本に来た経験を活かし、日本との間で、よい人的関係を築き続けられるよう、アフターケアを継続していただきたいと思います。

また、制裁の解除後、イランが少しずつ金融市場の整備を進めています。イランから言われることは、一つは、金融全体の市場をこれからつくっていかなくてはいけない。そういう状況で、日本の金融庁がイランの金融システム全体の構築を助けてくれないかという要望を、向こうの大臣が来られたときに聞きました。フランス、ドイツ、イタリア、さらにオーストラリアも今イランに出て行こうとしています。日本の金融庁としてどこまで関

与していくかは、政治的な判断もあると思いますが、支援をしていくことも重要ではないかと思います。

7番目は、最近イギリスのロンドンスクールの方と話していたときに、彼らが言うのは、イギリスは製造業全部を失って、金融サービス業にしてしまったと。金融というのはボラティリティが多いですから、経済の乱高下を大きくすると。彼がちらっと言ったのは、日本場合は製造業とサービス業が両軸としてあって、サービス業で一番稼げるのは金融業ですから、金融業でいかに日本がもう少しお金を稼げるかを、オールジャパンで考えていただきたいと思います。低金利だから稼げないのだと言いますがけれども、債券市場を見ていると外国人が毎日出たり入ったりして、ボラティリティを利用しながらで儲けている人たちがいます。低金利だから収益を上げられないというのではなく、両方のバイ・アンド・ホールドの人と、トレーディングで儲ける人たちといますか、こういうのが両方の金融業を構築していく必要があると思います。

また、金融業では情報をどこまで取れるかということだと思います。日本の金融機関の方々が今アジアに出ていっていますが、私が見る限りでは日本企業と向こうの当局の一部の方の情報は入るのですけれども、全体のマーケットの情報が出ていない感じがします。失礼な言い方をしますと、旅行のアテンダントで行っているような金融業の方もいるようです。20年前にニューヨークに沢山の日本の銀行が出たときに、同じような行動が見られました。今アジアに出ていっているのですけれども、出ていったことによって現地の本当の中小企業なり、企業の情報を得て、そこで貸していくということが重要だと思うのですけれども、20年前のバブルのときのニューヨークに出ていったのと近いように見える金融業の方もおられますので、出ていったアジアの国で、本当にビジネスができるようにするということが重要だと思います。

さらに、金融経済教育をしっかりと実施していただくことによって、どういう金融商品がリスクがあるかという教育を実施していただきたいと思います。金融業があまりにも長い時間をかけてその説明をしなくていいと思うのです。しばらく前に私は投信を買いに行ったのですけれども、女性の担当者が20分もかけて、リスクがありますよというのを私に説明してくれました。素人のふりして聞いていたのですが、こんなにリスクについての説明に時間を費やすのではなく、「もっといい運用をして、リターンをもっと上げて欲しい」と言いたかったのです。金融経済教育をしっかりと行い、自己責任で金融商品を選択肢、もっと運用など、真に時間を費やさなければならないことに時間を使って欲しいと思います。

それから、間違っているかもしれませんが、今後の世界的な金融市場の動きで、モバイルフォンやスマホで、どんどん金融サービスができるようになると思います。そうすると、個人の方々は海外の金融機関の商品に自分の自宅ですぐにアクセスできるようになると思います。アングロサクソン&海外の金融業者で、より高い金利の商品が出てくれて、個人がみんなそちらに運用を移す可能性があると思います。一番悪い予想ですけれども、ローカルな中小企業とか、地域金融は日本に残るけれども、グローバルな運用のところは全部アングロサクソンに取られてしまう。これが一番悲惨なことだと思います。インターネットの発達、電子取引の発達、個人が海外のニューヨークなり、ロンドンにもどんどん運用できる時代になってくると、日本の金融業の運用成果も、そこに負けない形で運用ができるようにする必要があると思います。

また、現在、いろいろな外貨と円のスワップのコストが上がって、海外で運用するとき金融機関が非常にコストがかかっていますけれども、円預金ばかりではなくて最初からドルで預金を集めたり、ユーロで預金を集めて、そうするとユーロとかドルで見れば為替リスクはないわけですから、あとは個人が一番いいと思うときにドルを円にかえるとか、ユーロを円にかえるとかということが可能であると思います。日本の金融機関の負債構成を、円建てだけでなく、もっとバラエティー（ドル預金、ユーロ預金など）を持たせ、為替リスクがなく運用できるような商品を、もっと伸ばしていただきたいと思います。資産構成なり、商品の配分自身、カレンシー（通貨）の配分自身も最初から変えてしまうようなこともできると思います。

さらに、不動産向け貸出が増えてきているように思います。私が以前、実証分析をしたところ、3つほど指標を注視する必要があると望まれます。1つは不動産向け貸出を全体の金融機関の全体の貸出で割る。この比率が急に上昇し始める現象が、日本とアメリカのバブルのときには見られました。2番目は、不動産向けの貸出をGDPで割った動きです。これも変に動いていきます。3番目は、住宅価格を所得で割った比率です。金融庁でもいろいろ指標を見ておられると思いますが、いろいろな指標を見ながら動きを見ていただきたいと思います。不動産向けなり、こういうことが起こるのは金融の超緩和から来るわけです。今も超緩和ですから、どこかに貸さないといけないと。そうすると、海外の運用に向けるか、不動産に向ける。国債が買いにくくなってきているようですので、いろいろな指標を注視して、バブルが再燃しないよう、検査・監督を実施して頂きたい。金融政策も緩和し過ぎると、超緩和の後に何かが起こると思います。「超インフレ」か「超バブル」か。どり

らかが起こる可能性が高いと思います。ですから、金融行政では、そういう現象が起こらないように、ぜひしていただきたいと思います。

先ほど、回転売買をなくすようになったけれども、まだまだというところは、手数料とか信託報酬の体系の決め方が「元本+レート・オブ・リターン」、それに何%かを掛けるとなっていると思います。そうすると、元本の部分というのが何十万とか大きな額であり、レート・オブ・リターンは低いですから、手数料収入は、必ずプラスになります。手数料を増やすためには、元本のところが大きいので、回転売買をさせた方がよくなってしまいます。極端なことを言うと手数料の体系を「リターンにのみ連動する」ような体系にして、リターンがマイナスとなれば、運用したアセットマネジメント会社も、販売した金融機関もマイナスになるというぐらいにしないと、運用から得られる収益の増加が見込まれないような気がします。

最後に2点あります。最初に申し上げた金融の規制のことと関係しますが、銀行中心の金融システムと、アングロサクソンのようなキャピタルマーケット中心の金融システムでは、新規企業とか、ベンチャーに対する資金の流れ方が違うと思います。日本やアジアはみんな銀行中心です。リスクマネーが流れにくい構造です。銀行中心の中でいかにして、リスクマネーの提供ができるか。「ふるさと投資ファンド」とか、クラウド・ファンディングなど、様々なやり方があると思います。

最後は、検査・監督をされている金融庁による金融機関への調査などで、毎年、必要が無くなってきているのに継続しているものがないか。真に必要な調査であるのか、見直しをしていただき、金融機関が無駄な時間を割かずに、本当に必要な事項のみを聞くようにしていただきたい。

監督されている金融機関の方たちは、なかなか、「これは必要のない調査ではありませんか。」とは言いにくい立場にあります。不必要な調査とか質問などが継続されないような省庁にしていきたいと思います。

たくさんでしたが、以上で発言を終わらせていただきます。

○富田座長 吉野委員、どうもありがとうございました。大変多岐にわたるご意見、ご提案でございます。金融庁側からご回答いただければと思います。

なお、吉野委員は45分ごろまででございますので、それまでにご回答いただきたいと思います。

○小野総括審議官 最初にご質問がございました研修関係と金融経済教育についてお答え

させていただきたいと思います。まず、ファイナンスに関する研修でございますが、ファイナンスは金融行政における基本的かつ最も重要な分野でございますので、ぜひ委員のご提案を踏まえまして、大学の先生方のお力添えもいただきながら、人事異動後の早い段階において、ご提案のような職員が広く参加できるような研修の実施を新たに検討してまいりたいと存じます。また、英語の研修につきましては、金融資本市場のグローバル化の進展に伴いまして、国際的分野における人材育成の強化、職員の資質向上を図る観点から英語の研修につきましても28年度引き続き注力して取り組んでまいりたいと存じます。

それから、もう一点、金融経済教育についてコメントいただきました。金融庁におきましてはこれまでまさに貯蓄から投資への流れを実現するためにNISAの導入や金融経済教育の普及など、様々な施策に取り組んできましたが、例えば今年の初めに行いましたアンケート調査では、投資未経験者のうち約8割の方が有価証券の投資は資産形成のために必要ないと回答されています。また、これまで金融投資教育を受けたことのない方の3分の2の方が、そもそも金融や投資の知識を身につけたいとは思わないというような回答をされておりまして、まだまだ金融投資リテラシーの家計への浸透は道半ばの状況にございます。こうした結果を踏まえますれば、やはり本人が主体的にどこか金融経済教育を受けに行くというようなことをしなくても投資の経験とか、教育を受けることができるような環境、具体的には例えば今推進しております職場積立NISAとか、あとは今般、確定拠出年金が改正されましたので確定拠出年金などを活用して教育の場、あるいは投資の経験の場を整備していくことが必要と考えてございます。

また、それに加えまして、文部科学省に働きかけて小中高の教育課程のカリキュラムにおける金融経済教育のより一層の取組み、さらには金融広報中央委員会などと連携しながら、今私どもは金融ガイドブックというものをつくっておりますけれども、そのようなものを、例えば高校などの教材として使っていただくように提供していくなどの取組みを通じまして広く金融経済教育に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○富田座長 どうぞ、続けてお願いいたします。

○遠藤監督局長 幾つか飛んでしまうかもしれませんが、監督局としてお答えできる部分について少し話をさせていただきたいと思います。1つは、オーバーバンキングとか、利ざやが薄くなっている、そういった状況に応じて金融機関に対してどういう対応をしていくのかということがご質問にございましたけれども、我々は今、特に地域金融機関に対してオーバーバンキングだから金融機関の数が減るべきだとか、そういう議論はして

おりませんで、むしろ地域においてそれぞれの地域金融機関がどういった形のビジネスを展開して地域の顧客に対峙し、それが地方創生であるとか地域の活性化に役立っているのかという観点でいろいろな議論をしております。そのための道具立てとして事業性評価がありますとか、企業ヒアリングでありますとか、様々なものを展開してきたわけですが、結局地域の金融機関も幾つもあるかもしれませんけれども、例えば彼らが相手にしている企業・層というのは違うかもしれませんし、それぞれの役割分担があると思うのです。それがうまく回って、その地域のエコシステムみたいなものがつくられていけば、私はそれ相応に金融機関が共存できるのではないかなという気もしておりますので、そういう観点からさらに地域金融機関との議論、ヒアリングを進めていきたいなと思っております。

そういった観点で検査・監督のありようでございますけれども、吉野委員がおっしゃいましたように前向きな検査・監督、リスク管理のみならずリスクテイクもきちんとしていくかどうかということに関してはまさに我々が今、新しいモニタリングの中でそういった観点で検査・監督、オンサイトとオフサイト一体となったモニタリングを進めているところでございます。

それから、イランの金融市場の話に関して、パッケージで金融システムを融資できないというようなお話がございまして、金融技術援助の話だと思います。なかなかイランに対してどうだということに関しては、私は現時点でわかりませんが、ただ、アジアに関しては吉野委員もご承知のように、我々の知見というものがアジアに何とか輸出できないかとか、彼らを助けることができないかという観点で、これまでアジアとの連携を進めてきたものでございますので、それをさらに拡大する、あるいは今アジアでやっているものがまだまだ深まりは足りませんので、それさらに深掘りするというのをやっていかなければいけないのかなと思っております。

それから、日本の市場においては情報がなかなか取れていないではないかということと、日本の地銀などのことだと思いますけれども、アジアに行ってどこまで情報が取れているのだと、どこまでアジアで地に足の着いた業務展開ができているのだという問題提起がございましたけれども、これは全くおっしゃるとおりだと思います。やはり情報というのは完全に取り切れていないので、例えば日本の中小企業がアジアに行く場合に、その人たちを相手にして業務を行うというのが手いっぱい、それ以上に地場に入り込んだ業務というのはなかなか今の日本の地域金融機関はできていないのではないかなという私も問題意

識を持っております。

ただ、それに関しては必ずしも支店とか現法をつくって地場の人たちも相手にして業務展開すればいいのだというルートだけではなくて、地元の金融機関と提携しながら地元の金融機関のノウハウを使う、リスク管理能力を使う、彼らの情報を使うというような形で私は幾つかの地域金融機関は、例えばタイにおいてはバンコク銀行とか、カシコン銀行とか、そういうところと提携している事例がございます、それは成功していると思います。おそらくそういった地場の金融機関と提携している事例というのは、メガバンクにとっては脅威だと思います。そういった事例もございますので、そこはいろいろと工夫しながらやっていかなければいけないのではないかなと思っております。

それから、円預金のみならずドルとかユーロの外貨の預金を集めるというような形で、これはまさに金融機関の自分たちの負債構造におけるリスクテイクをどういうふうにするのかと、さらに反面として、お客様に対するサービスをどうするのかという観点でどういった工夫ができるかという問題だと思いますし、これに関して特に規制があると思いませんので、そこは金融機関のビジネス戦略ではないかなと思っております。

不動産向け融資の増強に関して我々も強い問題意識を持っておりまして、本事務年度も不動産向け融資に関するモニタリングというのは継続してまいりました。さらに踏み込んだモニタリングというのは来事務年度にかけてやっていかなければいけないかなと思っております。

それから、手数料信託報酬のあり方に関しても、かなり深度あるヒアリングを今事務年度モニタリングでやってきたつもりでございますけれども、その手数料制というのはあり方などについても、さらに金融機関と踏み込んだ議論をしていかなければいけないのではないかなと思っております。

それから、キャピタルマーケットが必ずしも厚くない日本において、いかにお金を流れるようにするのかと、吉野委員からふるさと投資ファンドのご指摘がございましたけれども、私も日本においてクラウドファンディングなどを地域金融機関がうまく使うふるさと投資ファンドみたいなものは、非常に有益な新しい資本を流す手段ではないかなと思っておりますので、ぜひそういう事例というものが全国で増えるように我々も横展開をしながら、通常の金融機関の融資のみならずリスクマネーをどういうふうに流すか、それに対して金融機関はどういうふうにご貢献していくかということについて議論していきたいかなと思っております。

それから、最後に吉野委員がおっしゃられました金融機関に必要な以上のコストを負わせて、いろいろな負荷を負わせているのではないかという問題意識は我々も反省しております。今事務年度は我々の基本動作の総点検という形で、金融機関をお願いしているいろいろな調査でありますとか、公表のためのデータの収集でありますとか、これは本当に必要なものをお願いしているのかと。我々が過去においてそれをお願いして、必要がなくなったにもかかわらずそれが生きている。スクラップ・アンド・ビルドができていないのではないとか、あるいはさらに許可とか、認可とか、免許とか、そういう申請に関して必要以上に長く引きずってしまって彼らの時間を奪っている場合があるのではないかということについて、我々自身の基本動作を総点検して、それに関しては効率化を図ると。その効率化を図る方向性に関しては我々内部で議論が詰まり次第、これは金融庁だけではなくて財務局もありますので、詰まり次第発表してそういったことを実践していきたいと思っています。

以上です。

○富田座長 お願いいたします。

○河野金融国際審議官 一言だけ国際業務に関連しまして補足させていただきたいのですが、先ほど吉野委員から伺いました話で、実は以前からアドバイスを頂戴しております。例えば今般おかげさまでAFPACをGLOPACに改組させていただきましたけれども、AFPACの卒業生のネットワークをつくりましてニュースレターを回すだけでなく、いろいろな会合を催すとか、あるいは先般は関西で行いましたシンポジウムに卒業生に来てもらうなど取組みを進めておりますので、今後ともしっかりやらせていただきたいと思います。

また、イランについても政府全体の方針に沿いながらできる限り技術協力をすることとことでただいま協議をしておりますので、そう遠くないうちに具体化ができることと思います。

その他、時間の関係もございませうけれども、吉野委員がおっしゃった中で、特に国際的な場で非常に議論が盛り上がっていますのがF i n T e c hの関係と、住宅問題を中心とするマクロプルーデンス政策の議論が今海外、FSBをはじめとして盛んになっております。そういう中であって、私どもは海外のベストプラクティスをもちろん学ぶということもありますが、日本の実情に合ったやり方を確立したいと思っております。それぞれ担当者が有識者のお力もお借りしながら検討しております。そういった意味でこういった問

題を考えるときには内外一体ということを私ども最近申しておりますけれども、国内だ、海外だというふうに担当が分かれたまま行うのではなくて、一体でチームをつくって検討を進めてまいりたいと考えております。

○富田座長 お願いします。

○池田総務企画局長 F i n T e c h の関係について簡単に。私どもも既存の金融機関のノウハウだけで世界に通用するようなイノベーションを実現していくというのはなかなか困難なところがあるので、既存の金融機関と F i n T e c h とが時に競争し、時に連携を強化していわゆるオープン・イノベーションが実現していくような環境の整備をしていくということが大事な私どもの務めだと認識をしています。先の国会に F i n T e c h の関連の法律案を提出し、成立させていただきましたけれども、そこでも両者の連携が強化しやすくなるような法律上の措置を幾つか盛り込ませていただいたつもりでいます。また、銀行がそのシステムの接続仕様を公開するいわゆるオープン A P I というものも今検討を進めることとしておりますが、こうしたものもオープン・イノベーションの進展には大きな力になると考えています。

同時に、オープン・イノベーションが進む際には海外から参入される事業者のお話もありましたけれども、そういう事業者も含めてシステム面も含めた取引の安全とか、利用者の権利保護というのは適切に確保していく必要があるということで、イノベーションあるいは利用者の利便性向上ということを図りながら、取引の安全とか、利用者の権利保護というものも適切に確保されていくような制度の枠組みを整備していく必要があると思っております。今後 F i n T e c h をめぐる制度のあり方というのは継続的に検討を深めていく必要があると思っておりますが、その際にはそうした両面についてバランスのとれた議論をしていきたいと考えております。

○三井検査局長 すみません、では、一言で終わらせるようにします。検査のことで、過去の健全性検査からむしろ将来は前向きな検査にということで、そのように今取り組んでいますし、ぜひしっかりそれを深めていきたいと思っております。とりわけ水平的レビューとか、ほかの先進的な事例を取り入れてフィードバックするとか、コンプライアンスやコンダクトにおいては、新しいマニュアルができたときに想定していたものと違う形のビジネスモデルですと、検査マニュアルの字面どおりに機械的に当てはめると、かえってその取組みの足を引っ張るとか、効率を阻害することとなりかねないことから、そもそもの考え方とか、プリンシプルに立ち帰り、それがもともと想定していたものと違うなら違うと

いうことを認識するような取組み・検査をさらに進めていきたいと思っています。そのためスキルセットも従来と異なるものが要求されていると思いますので、それについてもしっかり研修したり、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて身につける取組みをしたりしていきたいと思っています。

○森長官 2点補足いたしますと、先ほどのオーババンキングの話で、我々が銀行を見ている、地銀によって経営力にすごく差があります。それから、地域のために貢献してくださいと言っても、それができているところと、できていないところがあって、基本的にはいい金融機関が拡大していくということが国民経済的には望ましいのだと思います。そういう市場メカニズムが働くことをエンカレッジしていくつもりです。ただ、他方で、吉野委員がおっしゃるように預金者保護がありますから、競争力を失った銀行が預金者に迷惑をかけないことにも意を配らないといけないと考えております。

それから、情報についてですけれども、何で日本が情報の過疎地になっているかというと、私の仮説は世界的な運用者、それから世界的な仲介業者がいないからだと思うんです。GPIFとか、ゆうちょみたいな資産運用規模が大きいところがグローバルな運用になってきますと、世界中のアセットマネジャーがゆうちょに来ていろいろな情報を入れるわけです。日本の国内で抱えている資産というのは莫大な額がありますから、それをうまく運用することが資産のリターンにプラスになりますし、運用の改善を通じて日本が情報過疎から脱出することになると思います。間接金融の情報というのは非常にローカライズされていますから、重要なのはグローバルなマーケット情報がきちんと来るような環境整備ではないかと思っています。

○富田座長 吉野委員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして翁委員、神作委員からご意見等を賜りたいと思います。そこで一旦区切らせていただきまして、本日ご欠席の島崎委員からのご意見も含め、金融庁よりお答えをいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○翁委員 金融行政全体を見ていまして、本年度は随分進んだところが多かったように私は最初に評価している点を申し上げたいと思うのですが、コーポレートガバナンス・コードにつきましてはかなり、私などが関連している企業などでもメルクマールとして活用するようになり、随分意識の改革につながっているように思いますし、また、機関投資家自体もスチュワードシップ・コードを随分意識した体制整備、またコーポレートガバナンス・

コードを活用していろいろなことを言っているからには投資家自身もしっかりしたガバナンスの仕組みを持たなければいけないというような意識になってきておりまして、様々な形で金融市場の活性化や、企業の成長に結びつく動きになってきているのではないかと思います。

あと、F i n T e c hにつきましても今般法律が改正されましたし、サポートデスクをつくとといった動き、それから官民全体で例えばXML電文で今朝も議論がございましたけれども、こういった決済高度化への取組みをかなり官民全体をサポートする形で金融庁が進められて、こういった動きというのは中小企業も含めた日本企業の生産性向上に結びつく動きだと思っておりますので、こうした動きへの取組みなども非常に私はよかったし、これからも進めていっていただきたいと思っております。

それから、発信につきましても先ほど森長官がご紹介になりましたが、私も今の国際的な規制強化について様々コメントをしてまいりましたけれども、日本として経済成長させていくことと両立するような規制体系であるべきであるという発信をしていただいて、国際的にもそういった発信を継続的にしていただくということが非常に意味があると思っておりますので、ぜひ続けていただきたいと思っております。

また、金融行政という観点で、私はモニターなのですが金融行政モニター制度というのをつくられたというのも、各官庁にもつくっていただきたいと私は思っておりますけれども、やはり外部の人からのいろいろな声を生かす制度というのも非常に私自身は進歩であると思っております。

課題として申し上げたいのは、1つ目は先ほど遠藤局長と森長官がお答えになったことで、吉野委員のご指摘とダブるのですが、長期的なビジョンに立ったときに金融システムの安定という点で懸念している点は、人口減少と高齢化によって日本の地方が非常に大きな影響を受けるという点でございます。また、今はマイナス金利という環境変化もあって、そういった危機感も高まっているわけでございますけれども、いずれにせよ、先ほどおっしゃったようにこれからの金融機関はその地域で機能を発揮していただいて、経済を支えていただくことが大事ですので、そういった方向でサポートすることが非常に重要であると思っておりますが、森長官が最後にコメントされたのですが、フォワードルッキングとか長期的ビジョンに立った場合にどういうふうに、例えば協同組織金融機関などのあり方を考えていくのかとか、地域において金融機能がずっと発揮し続けられるように、長期ビジョンに基づいてしっかりモニターしていただくということがとても大事になっ

てきているのではないかと感じております。

それから、次にマイナス金利によって現在イールドが非常に長期にわたってマイナスになってしまっていて、マーケットにいろいろなインパクトを与えていると思います。もちろん、今日の日経に出ていたような三菱東京UFJ銀行の国債市場での動きなども出てきていますが、社債マーケットなどについてもいろいろな影響を与えているように見ております。いずれにせよマイナス金利の状況というのは長期化する可能性もあると思っておりますので、市場機能の発揮とか、市場仲介機能がしっかり発揮できるように、またこういった金利情勢というのは金融機関行動や企業の資金調達行動にもいろいろな影響を与えますので、マーケットの動向はきめ細かくチェックしていただくということがとても大事になってきていると思いますし、必要な課題があればそれを指摘していただくということもとても、こういう局面では大事になってきているのではないかと考えております。

それから、次に、従来はデリバティブといった専門性のある分野というのは金融技術革新の分野が中心でございましたが、F i n T e c hの動きが広がりを見せてきていまして、いろいろな金融の専門性が非常に高まってきていると思っております。金融庁はかねてから民間の専門家の方をリクルートしたり、そういう形で専門家の方を養成されているのだと思いますけれども、今後F i n T e c hのような広がりがあり、様々なダイナミックな動きが出てくるということを考えますと、専門性の高い分野の人材を厚くしていくということと同時に、そういった分野の方のローテーションとかも非常にうまく考えて人材を育成していくことがとても大事なのではないかなと考えております。

F i n T e c hの分野はビジネスモデルがどんどん多様な形で出てきておりますし、ビッグデータを活用し、セキュリティにそれを活用するとか、セキュリティ技術についても様々なイノベーションによって確保するという方向になってきていると思うので、規制自体もダイナミックにしていく必要があるし、規制自体もそういった新しい技術革新、イノベーションを踏まえた上で考えていく必要が出てくるのではないかなと思っておりますので、ぜひそういう体制を今後つくっていただきたいなと考えております。

それから、最後になりますが、悪質な詐欺というか電子マネー詐欺とか、振り込め詐欺とかそういうことも相変わらずあるという状況だと思います。長期の努力としての金融リテラシーを高めていくというのは非常に重要だと思いますと同時に、金融庁もホームページとかにこういったことがありますということで発信したり、こういった悪質な業者はこんなところだとか、こういう詐欺があるというようなことを、設置はしておられるのです

が、よりもっと周知したり、よりそういったことが効果的に国民に発信できるようなことをもう一段考えてもいいのではないかなと考えておりますので、またご検討いただければなど思っております。

以上でございます。

○富田座長 ありがとうございます。

神作委員、どうぞ。

○神作委員 ありがとうございます。4点述べさせていただきます。平成27事務年度においてどのような方針で、何を指して金融行政を行っていくかということについて、金融行政方針が策定されました。金融行政方針は、PDCAサイクルを強く意識して、進捗状況や実績等を継続的に評価し、その評価を翌事務年度の金融行政方針に反映されることとされています。この方針においては質の高い金融仲介機能の発揮等を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すという究極の目標を定め、そのために必要な具体的な幾つかの重点施策を掲げています。金融行政方針は、昨年度はじめて策定されたと理解しておりますが、私は、金融行政方針は目標を明確に定め、それに照らして継続的に評価し、将来の金融行政に反映させるという非常に透明性の高い取組みの一つとして評価し得ると思います。

そこでご質問がございます。金融行政方針が策定されたことによって、具体的に政策評価や実施計画の策定等において、それ以前とは異なる方法やアプローチなど、何か変化がございましたでしょうか。そのような変化がございましたら、具体的な例をお示しいただけると大変ありがたいと存じます。

第2は、本日冒頭に森長官からお話のあった「成果と課題」の中では、4の下のほうのチェック、レ点、「国際的な発信の強化」ということにかかわる点についての意見を申し上げます。施策で申しますとIV-1「国際的な政策協調・連携強化」です。これは先ほど翁委員からもご指摘があった点かと思えますけれども、私はこの点について非常に大きな仕事になされ、成果が上がりつつあるのではないかと感じましたので、一言申し上げさせていただきます。実績評価書の中にも国内規制と国際的な規制との担当者でプロジェクトチームを編成し、その検討を実施してきたこと、それから、国際的な規制の枠組みの中でも各国当局による適切な監督対応や情報開示の充実等、日本の主張に沿った対応の方向性が幾つかの点で確定したという記述がございます。また、「国際的な金融規制改革等の議論における内外への発信提案」という項目では、「規制の複合的な効果の検証に関する日本の立

場を引き続き主張する」、あるいは、「規制体系が世界経済全体のために最適なものとなっているかを再検証すべきであるとの我が国の主張を積極的に発信、提案する」という記述も見られるところでございます。

リーマンショック後の国際的な金融制度改革の適切性について批判的な角度から冷静に検証を行うとともに、国際的な金融規制改革の取組みに対し戦略的な対応を行うというのは前述した平成27事務年度金融行政方針にも掲げられているところであります。この課題は極めて困難な課題であると思われましても、着実な成果が上がっていると思われまします。このような日本の積極的な発信とその国際的な受容については、例えば直近のG7財務大臣中央銀行の総裁会議議長サマリー（2016年5月24日）においても、確認することができます。この点については、非常に高い評価を与えることができ、また評価書においても高い評価が与えられているのは極めて正当であると思つた次第です。

続きまして、3番目のコメントをさせていただきます。施策のⅡ-1に関連するものでございます。森長官の最初のペーパーですと「成果と課題」のうちの3「公正・透明で活力ある市場の構築」の一番上のレ点「よりよい資金の流れの実現」という項目に関連します。実績評価書の中に何箇所か、例えば施策のⅡ-1以外にも、Ⅱ-3、それからⅣ-3等において、金融機関が真に顧客の利益のためになる行動を実践しているかという観点から、それについての検証ですとか、金融機関が真に顧客の利益となるような行動をするようにするためには一体どのようにしていけばいいのかという問題意識や実践など、顧客利益の重視の観点が非常に重視されていると思ひます。この点につきましては、金融行政方針においてフィデューシャリー・デューティーの浸透、実践がうたわれており、金融庁はまさにその施策の実行をされていると思われまします。

真に顧客の利益のためになるかどうかという視点は極めて重要な視点でありまして、他方、ここでいうフィデューシャリー・デューティーというのは法的義務である場合もありますけれども、必ずしも民事法、監督法、双方の意味において法的義務としては認められないというようなものも含まれ得るように思われるところでございます。しかし、これも先ほど森長官がプリンシプルという観点から監督するということが重要だと言われましても、フィデューシャリー・デューティーというのはそういう意味ではプリンシプルに当たるものであって、金融サービスや金融商品の提供のような専門性が高く、発展の進度も早いという分野においては、このようなプリンシプルのベースで必ずしも法的義務としては認められないけれども社会規範、あるいは最近よく用いられている言葉で言えばソ

フトローとして金融機関の行動や市場の規範を向上させていくという取組みが極めて重要であり、意義深いと思います。

金融庁のこのような取組みはソフトローの発展を金融監督行政という観点から検証し、サポートするものであると思われま。同様の動きは、例えばスチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード、あるいは監査法人のガバナンス・コード、こういった各種コードについても妥当する側面があると思われま。このような取組みには、今申し上げたような積極的な面がある一方で、ソフトローに対する批判としては正統性をどこに求めるのか、透明性は確保されるのか等の幾つかの問題点も指摘されています。このような問題点の指摘にどのように対応すべきかということについてさらに一定の整理を行いつつ、特に透明性の確保に留意して実務とのフィードバックを繰り返しつつ、これらの分野で注意深くプリンシプルベースの監督を前向きに実行していただくことが大変重要であると考えま。

最後に、細かな点で恐縮でございますけれども、施策のⅢ－２「市場機能の強化のための制度・環境整備」について申し上げます。特に日本版スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードに関する評価にかかわるところでございますけれども、記載を読ませていただきますと、「測定指標の目標は全て達成」となっているのにもかかわらず、施策の最終的な、究極的な目標と照らし合わせてみると引き続き取り組むべき課題があるということから「B」と評価されています。このような評価とその理由についてでございますけれども、例えばコーポレートガバナンス改革というのはいわば終わりのないものでございますので、最終的な目標に照らして取り組むべき課題があるかという観点から評価するとなると永遠に「A」はつかないことになるという心配がございます。別の観点から申しますと、測定指標は達成したというのにもかかわらず「B」であるとすると、測定指標のあり方について何か見直す余地はないのでしょうか。最後は少し細かなところでございますけれども、感想でございます。

以上、4点について私のコメントを述べさせていただきました。どうもありがとうございました。

○富田座長 ありがとうございました。

それでは、島崎委員のご意見を含めまして、金融庁からご回答いただければと存じます。

どうぞ、お願いいたします。

○遠藤監督局長 まず、監督局関係の問題提起について、翁委員の問題提起についてお答

えさせていただきますと思います。課題の1点目として、地域における人口減少とか高齢化というものにおいて、地域の金融機関というのは大きな影響を受けるであろうと。機能を発揮していかなければいけないということでございまして、より中長期的な視点に立って、今後地域の金融機関をどうしていくのかという問題提起がございました。協同組織金融機関のあり方等についても問題提起いただいたところでございますけれども、私も地域の金融機関の今のありようを見て、ある意味地域の実態にいろいろ対応する場合には株式会社銀行以上に協同組織の総合扶助制度みたいなものがうまくフィットする部分もあるのではないのかなということは感じております。

協同組織の会員としていろいろな企業が参加しているわけでございますけれども、それがお互いに補い合って何か新しい価値をつくっていくと、その中心に協同組織、信用金庫、信用組合というのがあるというようなビジネスモデルを展開している地域もあると私は思っておりますので、協同組織のありようも特にガバナンスが弱いと前々から言われておりますので、そういったことも引き続き議論しなければいけないと思っておりますけれども、株式会社銀行と、それから協同組織である信金、信組というものがどういった役割分担を負いながら地域において機能を発揮して、人口減少、高齢化に直面している地域経済を支えていくかということは、ご指摘にありましたようにしっかり議論しながらモニタリングしていきたいなと思っております。

それから、マイナス金利下で社債マーケットにも影響するというご指摘でございますけれども、これはおっしゃるとおりでございまして、金融機関の外貨調達なんかにももちろん影響しますけれども、さらには社債マーケットにも影響するということになるのと、より間接金融としての金融機関が円滑な仲介機能をさらに発揮しなければいけないということだと思います。今後の動きを見ながらそういった資金仲介機能というものが金融機関として適切に、機動的に発揮されているかどうかということをよく注意してみていかないといいと思いますし、その前提としてマーケット動向をより注目して見ろということに関しては、我々も特に今事務年度マクロプルーデンス総括参事官室をつくりまして、参事官室を中心に様々なマーケットの動き、短期の足元の動き、あるいは中長期的な動きを見て、それが金融機関にどういう影響を与えるのかという形でいろいろモニタリングしているところでございますので、さらにその動きを深めていきたいなと思っております。

監督絡みの話は以上でございます。

○小野総括審議官 それでは、私のほうから翁委員からいただいたご質問2点と、神作委

員からいただいたご質問1点についてお答え申し上げたいと思います。まず、翁委員からご指摘いただいたITとかF i n T e c hとか、デリバティブのような専門性が必要な業務に対応した私ども金融庁の職員の質の向上の問題についてでございます。まさにご指摘のとおり、そのように金融取引の高度化、複雑化が進展しておりますので、それに適切に対処していくためには高度な専門的知識や経験を有する人材の育成・確保が重要であると認識しております。このために金融庁はこれまでも例えば専門的な研修を実施したり、あるいは国内外の大学院へ派遣したり、IT関係を含む民間企業などへの派遣を行ってまいりました。現在、金融庁においては人材育成のあり方の見直しについて検討を行ってまいりまして、その一環として例えばITセキュリティ、リスク管理などの専門分野に求められる資質やキャリアを明確にしながら、人材育成を行うための体系的な取組み、枠組みというものを構築していくことを考えてまいりまして、その中でご指摘のございました職員の人事のローテーションの長期化というものにつきましても取り組むべき重要な課題と認識してございます。今後ともこのような取組みを通じまして、金融庁の職員の質の一層の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、2点目でございますが、最近電子マネーなどに関する消費者被害が増えているということに対しての啓蒙活動でございます。ご指摘のとおりに電子マネーに関する消費者被害というものが特に平成26年以降増加していることは認識してございまして、このために金融庁も幾つか対応をとってございます。1点目が、例えばプリペイドカードを悪用した詐欺につきまして、それを注意喚起するチラシを昨年5月に作成して金融庁のウェブサイトに掲載しますとともに、全国の高等学校にそのチラシを送りまして配布するようお願いしてございます。それから、先ほど吉野委員に申し上げました私どもが作成している金融ガイドブック、これも改訂しプリペイドに関する消費者被害の注意喚起を追加いたしまして、このガイドブックもウェブサイトにも載せていますけれども、ガイドブックそのものを全国の高校、大学、それから地方公共団体に配布して注意喚起を促してございます。また、私どもの財務局あるいは金融広報中央委員会などで出前講座などをやっておりますけれども、その中で同じようにチラシなどを使って注意喚起するようにしてございます。

それから、最後でございますが、この6月でございますけれども、広く注意喚起をするために政府広報を実施する予定にしております。今後とも電子マネーに関する消費者被害の未然防止に向けた啓蒙活動を積極的に行っていきたいと考えてございます。

それから、神作委員からいただきましたご質問についてでございます。先ほどまさに委員がおっしゃいましたように、今回の金融行政方針というものは金融行政が何を目標として、具体的にどうやってその施策をやっていくのかということを示していきまして、それをもとに金融行政を行って、この1年の実績についてのレポートを今つくっているところでございます。まさにその実績を評価することで課題を捉えて、その課題をベースに次の金融行政方針を作成する。こういう形でP D C Aサイクルを回していくこととしているわけでございます。一方、今日のお手元でございます実績評価書、実施計画は全省庁共通のガイドラインに基づいて金融庁の各施策について体系的かつ網羅的に整理して、あらかじめ設定した測定指標に基づいて達成度合いをベースに評価するというものでございますので、まさに今日の政策評価というものは今申しましたP D C Aの枠組みの中に位置付けられるものと認識しております。

したがって、金融行政方針で示しました重要な取組みというものはお手元でございます27年度の実績評価書においても関連施策の実績として位置付けておりますし、また28年度に取り組むべき事項についても28年の実施計画に反映しているところでございます。例えば2つだけ例をお示しすると、先ほど長官のお話にもございました融資先企業へのヒアリングですとか、「金融仲介の改善に向けた検討会議」を設置して金融仲介のあるべき姿を議論するということにつきましては、今回の政策評価の中の「資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けるための制度・環境整備」の施策の一環として位置付けて、実績評価書、実施計画にも反映してございますし、F i n T e c hへの対応につきましても、これはもともと27年度の実施計画には書いてございませんけれども、これも「金融サービスの提供者に対する事業環境の整備」という中で位置付けて実績評価、それから28年の実施計画にも反映させていただいているところでございます。

○富田座長 お願いいたします。

○河野金融国際審議官 それでは、国際的な観点からのご指摘、ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。特に神作委員からは国際的な発信力の強化なり、政策協調、連携強化につきまして大変困難な交渉の中で一定の成果を得たことにつきましては温かいお言葉を頂戴いたしました。これはもちろん金融庁一丸となつていろいろな提案を行いながら、また同様な意見を持つ他国にも働きかけなどをしながら一定の成果にたどり着いたものではございますけれども、率直に申しまして私自身もこの仕事を実質7年ほどしておりますけれども、何度もこのままでは日本に帰れないのではないかという追い詰められた気持ち

になったことがございました。やはりこれからも、バーゼルの作業も続いておりますけれども、それ以外にも市場回り、あるいは保険関係などで幾つもまだまとめなければいけない基準なり、文章上の合意などがございます。そうした交渉においては、先ほど申し上げましたが内外一体の体制で臨むということが重要です。それから突き詰めていきますと、こういった問題については議論を海外で行っている者がいかに専門的な知識、経験を持って、それから国内でも十分な影響力といたしますか、国内での議論に十分参加をして臨まなければ説得力がない、あるいはそういった国際的な影響力を持ち得ないということをつくづく感じます。そこで、委員の皆様からご指摘のありました人材の育成とか、専門知識、経験のある者を人事ローテーションの上でどうやって育てて、その者に次の段階の国際交渉に当たらせるかというキャリアパスのような考え方をさらに向上させていかなければならないと感じます。

ここで I F I A R の話についても、先ほど吉野委員のご質問にきちんとお答えできておりませんが、事務局を東京に誘致すること自体、狭い範囲での話にとどまらず国際的な発信力の強化、あるいは人材育成、そしてキャリアパスの確立、いろいろな面での日本国内での意識の向上なり、関係者の連携といったようなものにポジティブに働くものと考えて取り組んでまいりましたし、もちろん国際機関ですからオーナーシップは日本だけということでは全くありませんで、これはむしろ国際機関として本当の意味でグローバルな金融システムの安定なり、I F I A R であれば会計監査の分野での品質向上に資するようなものになっていかなければなりませんけれども、日本にとってのメリットとしては、今申し上げましたような多面的なものを追求してまいりたいと考えております。

○富田座長 お願いします。

○佐々木監視委事務局長 今、金融国際審議官から I F I A R の件でご説明がありましたけれども、島崎委員からのご質問、ご意見として今まさに話のありました I F I A R の事務局、この物理的メリットをどのように生かしていくかということでございます。大きく分けて国際的な場面と、日本国内に関する場面と2つあるかと思えます。1つは、当然国際的な組織でございますので、こうしたグローバルな活動の上で日本がこれまで以上に I F I A R の活動、議論に参画していくということを通じまして国際的な監査の質の向上につながるということが期待されます。

それから、もう一点、国際的な場面で申し上げますと、I F I A R という組織はまだ加盟国51カ国でございますが、そのうちの31カ国がヨーロッパであり、日本含むアジア

はわずか10カ国ということをごさいます、加盟国とりわけアジア新興国の加盟がまだ少ない。当然監査というものはグローバルなインフラでございますので、監査の質の向上の上で加盟国の増加ということが必要でございまして、日本としてはそうした点で、東京に置くということがメリットであるということをご主張してきたわけですが、I F I A Rが真に国際的なグローバルな組織になる、またそれを通じて国際的な監査の質の向上につながるという上で、日本としてグローバルな活動に関与していくことがもう一つございまして。

以上申し上げました国際的な側面とは別に、日本としてもこの組織を東京に置くということをごうまく活用していくことが必要だろと思ひます。1つは、先ほどの何点かのご議論にもありましたが、国際的な組織の本部が置かれるということは、そこを通じて人と情報の蓄積ということごプラスになると思ひます。東京の金融市場における情報の集積を通じて日本の東京の国際金融センターとしての地位の向上につながるということが期待されます。

それから、もう一点、こうした国際的な組織の本部が置かれ、そこでのいろいろな議論が日本国内の議論の活性化の上でもプラスになると思ひておりまして、こうした点でも日本の国内での議論にいかにごうまく繋げていくかということが必要になると思ひております。

また、監査ということご当然当局だけではなくて監査法人、監査先の企業、上場企業を含まて多くのステークホルダーがございまして。今回の招致活動に当たりまして、全銀協、経団連、公認会計士協会やその他の団体からも支援の声明をいただいでいるところごございまして。今申し上げました国内での活用という観点でも、日本の関係者、官民、学会含まて引き続き連携を強化していく。こういう上でも活用していきたいと思ひております。

○富田座長 お願いいたします。

○池田総務企画局長 神作委員からスチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードに関連して、評価が「B」となっていることについてのご指摘がありました。冒頭、長官からもありましたように、ガバナンスの改革については形式から実質へ取組みを進化させていくということが、なお大きな課題になっていまして、確かにコーポレートガバナンス・コードはゴールのない永遠の取組みではあろうかと思ひますが、なお当面積み重ねていかなければならない努力の多さを考えると、「A」とは言ひがたいのかなと考へ、「B」という評価をつけさせていただいでいます。

しからは、もともとの測定指標がどうだったのかというご指摘で、確かに今見返してみますと、27年度の目標はこの2つのコードの定着に向けて情報発信、周知活動等を図るというような、振り返れば極めて志の低い目標だったかなと。その後、大手上場企業等をめぐる問題など、様々なガバナンスにかかわる問題が生じていることを考えると、その中で28年度に向けては一応コーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組みということを目標に掲げさせていただいていまして、もう少し実質まともなものにさせていただいているつもりですが、振り返れば27年の指標のつくり方は少しまずかったかなという反省も持っております。

それから、島崎委員から会計あるいは監査の関係で数多くのご指摘をいただいているので、それぞれに簡単にコメントをさせていただきたいと思うのですが、まず、島崎委員からは、監査法人のガバナンスに問題があるので、その改革を進めていくべきではないかというご指摘です。確かに監査法人は公認会計士法に基づきましても、パートナー制度がベースになった法制度になっています。一方で、現実には特に大手監査法人などでは大規模化が進展していきまして、数千人を超える会計士の方がいるという大法人も存在しているところで、制度と現実の間にかかなりのギャップが生じているのではないかという指摘があるかと思えます。

そうした中で、実効的なガバナンスを監査法人において確立して、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させていく、そういったことを通じて現場の士気を高め、マネジメントのリーダーシップを高め、あるいは会計士の先生方のプロフェッショナルリズムの十分な発揮を実現していくというのは大変大きい課題なのだろうと考えております。これを受けて金融庁のほうに置かれました「会計監査の在り方に関する懇談会」では監査法人のガバナンス・コードというものを策定してはどうかという提言をいただいております、金融庁としましてはこうした提言を踏まえまして、監査法人のガバナンス・コードの導入に向けて検討していくべく近く有識者による検討会を組織して、検討に着手したいと考えているところです。

それから、次に公認会計士試験の合格者が最近減少していますが、10年15年先を見据えた場合に会計監査に対するニーズを満たすことができるのか懸念されるというご指摘であります。近年、公認会計士試験の合格者数が過去に比べて低い水準で推移しているのはご指摘のとおりであります。会計士に対する将来のニーズについては、経済状況や監査をめぐる制度の状況等にも影響を受けますので、長期を見通した予想をすることはなかなか

か困難な面はありますが、いずれにしましても会計士に対するニーズの見込み、そうしたことのほか、国家試験としての安定した試験運営、それから合格者についての一定の質の確保といった観点もございますので、これらを総合的に考慮した上で公認会計士・監査審査会において適切な対応はとられていくものと考えているところであります。

次に、最近監査契約を見直す動きがあつて、その中で新しいクライアントを得るための監査報酬のバーゲニングが懸念されると。そういう中で、公認会計士協会は監査契約の変更理由に加え、監査報酬についてもチェックすべきではないかというご指摘であります。監査報酬あるいはそのベースになります監査時間につきましては、例えばコーポレートガバナンス・コードにおきましても企業の取締役あるいは監査役会は高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保すべきであるということが記述されております。また、先ほどの「会計監査の在り方に関する懇談会」におきましても、監査法人がより高品質な会計監査を提供し、それに企業、株主が価値を見出し、そうしたことを通じて監査報酬の向上につながることでさらに高品質な監査が提供されていくという好循環の確立が望まれるとの指摘をいただいているところでございます。

そうした中で、まずは監査法人がより高品質な会計監査の提供に向けた取組みを進めていくことが重要であると考えておりますが、日本公認会計士協会では協会が行います品質管理レビューというものの中において監査時間の適正性ということについてもチェックがなされていると承知しておりまして、協会のそのような取組みについては金融庁としてもよく状況を注視していきたいと考えております。

最後に、国際的な会計人材の育成が課題となっている中、日本における会計人材をいかにプールして育成していくかについて議論し、関係団体とともに取り組んでいくべきではないかのご指摘であります。この点については島崎委員ご指摘のとおりだという問題意識を持っておりまして、先日、閣議決定されました再興戦略2016におきましても国際的な会計人材の育成確保といったことが施策の一つとして盛り込まれているところでございます。人材のプールの構築等の取組みを具体的にどのように進めていくかということについては、現在、財務会計基準機構あるいは企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、あるいは企業などの関係者と議論を開始させていただいているところですが、これらの諸団体等と連携をして前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○森長官 一言補足させていただきますと、神作委員のソフトローの話を変に興味深く伺

いました。例えば金融機関が真に顧客の利益になるような商品、サービスを提供しているかというのは、金融庁ができたときからの課題です。これまでは、金融機関に検査をして、法令をベースに、例えばこの商品の販売において顧客への説明が足りないとか、顧客の苦情処理をきちんとしていないというのを、指摘して是正させるというのが主だったわけです。最近では、例えば金融機関でどんな商品をどういうやり方で売って、どういう手数料を取って、どういう業績評価になっているかなどを調べて、できるだけそれを公表していくこととしています。そういう中でどういうやり方がベストなプラクティスなのかという議論を行っています。

良いプラクティスをしなくても法令違反ではないので処分には至りませんが、よいプラクティスを普及させるためにはディスクロージャーが重要になってくると思います。良いことをやっているところはどんどんディスクローズしていく、そうでないところはディスクローズできない。そういう形で顧客との情報の非対称性を埋めていく。顧客のためになる商品、サービスを提供するということが絶対経営にとってもプラスになるはずですから、いい経営をしているところが残っていくというのが日本の金融全体のためになるのではないかと、そういう発想での行政を考えているところです。

○富田座長 翁委員、神作委員、よろしゅうございますでしょうか。

○神作委員 どうもありがとうございました。

○富田座長 続きまして、田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 私のほうからも何点か感想とコメントを述べさせていただきたいと思います。まず、28年度の政策評価の概要版を拝見させていただきますと、システムの安定のところはほぼ「A」ということで、それから大きな2番目の「質の向上」に関しては「B」が多く、それから「活力ある市場の構築」というところも「B」が多くなっているという像でございます。これはおそらく金融庁の活動の評価という側面もあるのだろうとは思いますが、他方で金融庁の側が今の金融活動というのでしょうか、金融市場の勢いとか、観点で、何が不足しているのかということをおぼろげに感じているような感じもございます。つまり、安定という点では非常に安定しているけれども、あまり元気がないと見ているのかなというような意見でございます。おそらく金融庁の活動というのが実態に本当に浸透して、それが市場の構造、活力、それからサービスの向上等まで動いていくというのは非常に時間がかかりますので、そのラグのところはしようがないのかなと思った次第でございます。

それから、2点目は神作委員がおっしゃったことと一緒にございますけれども、この評価書を読んでいて、個々の指標に関しては全て達成できているということになっていて、それが総体の評価で見えていきますと「B」になっているものがかなり多いというのが私の実感でございます。それは何でだろうというのが読まないとわからない。逆に読んでもわからない部分がありましたので、このところはもう少し工夫が要るのではないのかなと思った次第でございます。本日、長官からご説明いただきまして、こういう観点で昨年度やってきたのだということをお伺いして、かなり理解はできましたけれども、例えば金融行政方針が確立したら、それは年度の評価項目の中に落とし込んで、ここはウェイトが高い、ここは通常どおりというような形で落とし込んでいきますと、より評価書としても理解しやすいものになるのではないかなと思ったというのが2点目でございます。

それから、3点目はリレーションシップ・バンキングの地域の金融のお話でございます。このところでもいろいろな試みがなされておりますけれども、おそらくキーワードは事業性評価というものをどういうふうに浸透させていくのか、それによって地域金融のビジネスモデル自体を変えていくということが肝になっているのだらうと思います。これは別に金融庁だけの行政の議論だけではありませんで、例えば石破大臣等が旗を振ったところの地域の再生プログラムを市町村がつくれというようなことが出てきましたけれども、そのときに市町村がつくってもあまり意味がないと思っていまして、金融機関がどういうふうに考えていくのかというのを市町村と連携しつつ取り組んでいかなければいけないのではないのかなと、単純に経済のことを考えれば思うわけであります。そういう観点からいたしますと、こういう事業性評価を確立してそれをビジネスモデルとして展開してというところにいま一つうまく、滑らかに移行していないなというのがありまして、その難しさというのは一体どこにあるのかなというのが質問の部分であります。

それから、次に、翁委員からもございましたけれども、マイナス金利の持つ影響、おそらく長期的にも金利が下がっていてほとんどイールドがないという状況だと思っておりますけれども、これが将来的にどういうリスクを潜在化させてきているのか、蓄積させているのかという点に関して、おそらく28年度以降問題になることだらうと思っておりますので、何かお考えがあればお聞かせいただきたいということでございます。

それから、次は金融リテラシーの問題です。ここも「B」評価という形になっておりますけれども、お伺いしてリテラシーのマップ等を作成してというところは非常にわかりますけれども、ただ、長らくこの欄を見てきた者としては非常に、大学とか、一般の消費

者のほうにウェイトがかなり最近置かれていて、昔ですと例えば小中学校のところで副読本みたいなものをつくって教育を図っていったというところがあるかと思った次第でございます。もちろん実際に小中学生が金融商品を買うわけではありませんから、そういう教育のところは直に成果が出てくるわけではありませんけれども、ある意味で資産をどういうふうに運用するかということが現代人にとっては必要になっていますよというある意味当たり前の部分の根っこのところはかなり力を入れていかないと、今後なかなか、同じようにやはり銀行に預けておだけというような行動が変わらないのではないかなと思っておりますので、そこら辺のウェイトのところをお聞かせいただければと思った次第でございます。

それから、最後に金融庁という組織は霞が関内外の省庁の中でかなり特異な省庁だと思っております。つまり、かなり中途採用が多い。それで、専門分野の人たちも外から採ってくる。かつ仕事の仕方にしましてもある意味で非常にオープンにやって、対話ということを重視して、ソフィスティケートされた仕事の仕方だなという感じはございます。ただ、従来の各省庁でやっているガバナンスのモデルとか、人材育成のモデルがある意味で通用しないということを意味しているわけでございますので、今後この側面に関しては本当に新しいモデルをつくるのだという気構えで進んでいただければと思ったということでございます。

以上、簡単にコメントさせていただきました。

○富田座長 ありがとうございます。

既に委員の皆様方より多岐にわたるご意見、ご提案があったわけですけれども、私より2点申し述べたいと思います。1つは、既に翁委員、そして田辺委員もご指摘になったマイナス金利政策との関係でございます。このことが金融仲介機関の経営に様々な影響を与えているように思います。国内でのマイナス金利の裏側で邦銀とか、事業会社もドル資金調達コストの上昇といったことが見られ、それらが国際業務展開にこれからじわじわと影響が及んでくるのではないかと思われま。また、国内業務におきましては従来から伝統的な銀行業務が衰退してくるであろうという展望の中で、非金利収入のウェイトの拡大の重要性が従来から言われてきたわけですけれども、この重要性がさらに増してきているように思います。そして、企業の研究開発投資や情報化投資など、新しい経済成長の源泉に対します金融機関によります取組みといったことの重要性も増してくるのではないかと思います。

その一方で、金融危機再発防止に向けた金融規制改革を段階的に進めていくことが国際的に合意されておりますけれども、マイナス金利のもとにおきまして成長促進とのバランスがより一層重要になってきているように思います。これらの問題につきましての金融庁のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、2点目は貯蓄から投資への流れを促進することの重要性が増しているように思うのですが、その中でジュニアNISAが不調であると報ぜられております。何に問題があるのか、そしてそれを確認した上で制度の改善に取り組むことが長期的な観点からも必要ではないかと思えます。制度をつくってそれで終わりということではなしに、利用しにくい制度になっているとすれば、それを改善することが求められているのではないかと思えます。

以上でございます。

金融庁側より田辺委員、そして小生の意見についてご回答賜ればと思います。

○遠藤監督局長 監督局関係の事項について田辺委員、そして富田座長のご質問、問題提起についてお答えさせていただきたいと思えます。まず、田辺委員の3つ目におっしゃいましたリレバンの話でございます。事業性評価の話、あるいは地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの展開というような話に関しては、金融行政のみならず例えば石破大臣が展開されている地域創生のプログラムなどに位置付けられるのではないかという問題提起がございまして、我々も同じような問題意識を持っております。特に地方創生における地域金融機関の役割ということに関してはかなり、それぞれの地域において金融機関が地方の行政機関とどういう形で協力して地方創生のプログラムをつくっているのかということについて、いろいろ検証してまいりました。地域によってばらばらなのですけれども、地域金融機関が非常にかみ込んで地方創生プログラムをつくっているところはフィージビリティもありますし、その後の執行においてもかなり地域金融機関が協力して、むしろ彼らが積極的にいろいろな執行に当たっているというところがございますので、田辺委員のご指摘にありますようにむしろ行政機関よりも地域金融機関のほうが前に立って地方の創生プログラムというのを私も個人的にはつくるべきではないかなと。それだけの人材もいますし、情報も持っていると思えますので、そういった形で彼ら自身のビジネスモデル、それは地方のためにもなりますし、彼らのためにもなるというウィンウィンの関係だと思えます。、実際にそういうことを実践している金融機関もそれなりに見られるのではないかなと思っております。

それから、マイナス金利の話に関して田辺委員、それから富田座長からお話がありました。マイナス金利の影響ということに関して今、我々当局が金融機関といろいろ議論している観点を幾つか申しますと、まずイールドカーブが寝てしまってスプレッドが非常にとれにくくなっているということがございますけれども、それをギブンとしてしまうのではなくて、それをいかに打ち返すかという形で、貸出に関しても特に地域金融機関に関しては企業に対して単に市場の金利が低くなっているからそれ以上に低い金利を提示して金利競争するというのではなくて、その企業に対して何度も申しましたけれども事業性評価と申しますか、いろいろな面で彼らの課題を見つけてサポートして、企業側の理解を得て一定のスプレッドをとるといようなビジネスが貸出に関しては求められているのではないかなと思いますし、そういった形で企業側の理解を得て、この金融機関は自分たちの成長にとって不可欠であると認識した先においてはそれなりの金利が取れているという事例もございます。

ですから、スプレッドの低下もほかの金融機関に比べてそういった金融機関は緩いし、むしろ底打ちの傾向もあるといったこともございますので、そういったことをやっていかなければいけないのではないかとという問題意識が一つと、あと、マイナス金利ということで外債をはじめとする慣れない有価証券運用に走っていくのではないかとということもございます。これはそれぞれの金融機関のリスク管理体制がどうなっているか。リスク管理体制相当の有価証券運用でないと、将来に禍根を残すのではないかと。こういった形の有価証券運用を行っているのかということについても注目して見ております。

それから、手数料収入の話に関しても、手数料収入ということに関していえばフィデューシャリー・デューティーからの観点からの投信販売であるとか、貯蓄性保険の販売に関しては、これはまた別の観点から、フィデューシャリー・デューティーという観点から問題提起はしているのですけれども、それ以外の手数料の取り方は、先ほどの事業性評価の裏腹ではございますけれども、金融機関が顧客に対して様々なサービスを提供することによって、あるサービスの1対1対応としての手数料をいただく場合もあるし、全体としてのサポートというものを評価してスプレッドというのを少し厚くすることに同意するというのもございますので、そういった意味での手数料収入もきちんと確保できるようなビジネスモデルを展開しようとしているかどうかという観点を見ております。これはマイナス金利の影響によって、金融機関はどのようなビジネスを展開しようとしているか、その点において我々はどういうところを見ているのかということもございますので、田辺委員の間

題意識、富田座長の問題に対する回答でございます。

今の話はどちらかというと地域の金融機関でございました。国際的な金融機関に関しては、特に国際業務の展開が難しくなっているところはございますけれども、そこはきちんと国際業務におけるリスク、いろいろなそのときのリスクというものをいかに機動的に把握してそれに対して備えるか、そういった体制ができているかどうかということをお我々は議論しながらきちんと彼らとリスク管理体制の整備についてどうあるべきかということをお議論していかないといけないと思っておりますし、それから、非金利収入に関しても国際的な業務を展開する特にメガバンクなどには必要だと思っております。それは例えばキャッシュマネジメントサービスとか、これは欧米のG-S I F I sの金融機関なんかはかなりの展開をしているのですが、完全なグローバルなキャッシュマネジメントサービスでなくても、アジアの地域におけるある程度の地域を限定したキャッシュマネジメントサービスというよりスペシフィックなサービスはあり得ると思っております。バランスシートを膨らませて貸出を施行するのではなくて、そういった様々な自分たちのビジネスに見合った非金利収入を得る道はないのかということ、1つの例というのはキャッシュマネジメントサービスみたいなこともございますけれども、そういった道も彼ら自身模索していると思っておりますし、我々も議論の中で彼らは何をしようとしているのかということについて適切に把握していきたいなと思っております。

以上でございます。

○富田座長 お願いいたします。

○小野総括審議官 それでは、田辺委員からご質問があったまず2点と、富田座長からご質問があった1点についてお答えさせていただきたいと思っております。まず、金融リテラシーの関係でございますが、確かにご指摘のとおり社会人、大学生などに対しても金融リテラシーというものをしっかりと身につけていただかないとなかなか社会で生きていけないということで、もちろんそちらにも力を入れておりますが、一方で私どももまさにご指摘のあったように小中学校における金融経済教育の重要性も十分に認識してございます。ご指摘のとおりその段階から金融に関する考え方をしっかりと織り込んでおくことが大事であると考えております。そういう観点からは、例えば小中学校につきましても金融広報中央委員会などと連携しながら小中学校における教材、金融にかかる教材の充実、それから先生方に対する研修などを行っております。また、最近では放課後・土曜学習というのがございまして、土曜日に例えば金融の関係者に来て頂いて、小中学校で金融に関することを

いろいろ教えていただくとか、そのような活動も強化しています。したがって、私どもとしましては今後とも、先ほども申しましたように小中学校のようなベーシックなどころの金融経済教育もしっかりやりながら、一方で社会人、大学生に対する金融経済教育、そこはバランスをとりながらやっていきたいと考えているところでございます。

それから、もう一つ、金融庁の人材育成と申しますか、今後の人材運用についてのお話がありました。まさにご指摘のとおり、金融を取り巻く内外の環境や金融に係る技術というのは日進月歩で進歩してございます。また、ご指摘のとおり金融機関との対話というものを重視しながら行政を行っていくという金融行政の特徴を鑑みますと、極めて高い専門的知識を有する外部の人材をうまく活用し登用していく一方で、プロパー、内部の人材もしっかりと育成していくことが大事でございますので、いずれにしましても組織としての専門性の向上、そして職員の力を引き出していくという観点から、今後とも金融庁としてしっかりと人材の育成を行って参りたいと考えてございます。

それから、富田座長からご指摘がございましたジュニアNISAの件についてでございます。ジュニアNISAはご承知のとおり今年の4月から事実上スタートしておりますので、まだ日が浅いということもございまして、まだ何が問題なのかということについてはもう少し慎重に見ていく必要があると思っておりますが、一つ言われているのは、どうしてもNISAと違って本人ではなくて親権者が代行してやるというところの手続が少し煩雑ではないかというような指摘があるところでございます。いずれにいたしましてももう少し動向を見ながら、私どもとしましてもご指摘のとおり何が問題なのかということをしかりと見極めながら対応について考えていきたいと思っております。

○富田座長 田辺委員、よろしゅうございますか。評定づけのところはまだお答えはないですが。

○田辺委員 折々考えていただければと思います。

○富田座長 本日はいろいろと貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。事務局におかれましては、本日の会議で委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえて、必要に応じ修正を行い、実績評価書及び実施計画を取りまとめたいただきたいと思います。

森長官、最後に何か賜ればと存じます。よろしく願いいたします。

○森長官 本日は有益な御意見をいろいろいただき、感謝しております。いただいたご意見を今後の金融行政に反映させていただきたいと思っております。

ご説明申し上げたように、現在、金融庁ではいろいろな分野で行政のやり方を変革する

過程にあります。その中では成果が出ているところもありますし、思うような成果がまだ出ていないところもあります。ただ、本日のように有識者の皆様方のご意見を踏まえながら軌道修正しつつ、こうした取組みを継続させていくことが重要ではないかと考えております。

この政策評価の会合は年1回か2回なのでございますが、皆様方は我々のアドバイザーボードのような性格でございますので、こうした機会以外でもいろいろな場において我々に対するご意見をいただければありがたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○富田座長 森長官、どうもありがとうございました。

それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○大島政策評価室長 本日は、お忙しい中ありがとうございました。手短かに連絡事項を申し上げます。まず、実績評価書及び実施計画の修正につきましては、委員の皆様方に個別にご連絡させていただきます。

また、本日の資料、議事要旨、議事録につきましては後日公表させていただきます。有識者委員の皆様方におかれましては、議事要旨、議事録のご確認を事務的にお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○富田座長 予定の議事も全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後4時00分 閉会